

居宅介護支援事業所 あいあい 重要事項説明書

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 027-344-5477

担当 居宅介護支援事業所 あいあい 管理者

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所 あいあい の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 あいあい
所在地	群馬県高崎市上豊岡町896-2
介護保険事業所番号	1070200025
通常のサービス提供地域	高崎市・安中市

(2) 同事業所の職員体制

	常勤
管理者	1名
主任介護支援専門員	1名
介護支援専門員	1名

(3) 営業時間

平日（月～金）	午前8時30分～午後5時30分
---------	-----------------

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) 利用者様宅を訪問し、利用者様の心身の状態を適切な方法により調査します。
- (2) (1) で調査した結果と、利用者様自身や家族様の希望を踏まえ、介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）を作成します。
- (3) 介護サービスの状況や、利用者様の心身の状態や家族様の環境について、居宅サービス計画作成後も継続的に把握します。
- (4) 他の介護サービス提供事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。
- (5) 利用者様の要介護認定の申請についてお手伝いします。
- (6) 利用者様が介護保険施設に入所を希望される場合は、その仲介をします。

4. 利用料金

(1) 利用料

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【居宅介護支援重要事項説明書 別紙】のとおりです。

(2) 交通費

交通費はいただきません。

(3) 解約料

利用者様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

料金が発生する場合、月ごとにお支払いいただきます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保健施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援と認定された場合
- ・利用者様が亡くなられた場合

④その他

利用者様や家族様などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とし、次の事項に努めるものとします。

- ・利用者様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- ・利用者様の心身の状況、環境等に応じて、利用者様の選択に基づいたサービスを多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ・利用者様の意思及び人格を尊重し、サービス等が特定の種類または特定のサービス事業者

に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

- ・関係市町村、高齢者あんしんセンター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設との連携に努めます。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	—	MDS-HC による
介護支援専門員への研修の実施	○	
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者様のご都合により解約した場合の解約料	×	

(3) 秘密保持について

- ・事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様およびその家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ・事業者は、利用者様および家族様から同意を得て、サービス担当者会議等において、利用者様および家族様の個人情報を用いることがあります。

7. 医療機関と介護の連携

- (1) 入退院時には担当ケアマネジャーへ連絡をお願いいたします。又、医療機関へも介護支援事業所名・担当ケアマネジャーの氏名・連絡先等をお知らせいただきますようお願いいたします。
- (2) 医療系サービス（訪問看護・訪問リハビリ・通所リハビリ・短期入所療養介護・居宅療養管理指導等）の利用を希望される場合は、利用者の同意を得たうえで、主治医等に意見をいただき、また主治医等に対してケアプランを交付致します。
- (3) 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題、服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネジャーから主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝達させて頂きます。

8. サービス内容に関する苦情及び事故発生時の対応

(1) 当社利用者相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

担当：居宅介護支援事業所 あいあい 管理者 松本久美子

電話 027-344-5477 FAX 027-344-2112

- (2) 利用者様の相談・苦情は丁寧を受け止め、更にサービスの質的向上に取り組んで苦情が発生しないような業務を心掛けます。

(3) その他の苦情相談窓口

高崎市役所 介護保険担当課

電話 027-321-1111（代表）

安中市役所 介護高齢課 介護保険係 電話 027-382-1111 (代表)
群馬県国民健康保険団体連合会 苦情処理相談窓口
電話 027-290-1323 FAX 027-255-5077

(4) 事故発生時の対応

万全の態勢で指定居宅介護支援サービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者様の家族様、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故拡大防止などの必要な措置を講じます。また、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

9. 虐待及び身体拘束の防止について

事業者は、利用者の人権擁護・虐待・身体拘束防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待・身体拘束防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 居宅介護支援事業所あいあい 管理者 松本 久美子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者に対する虐待・身体拘束防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三評価の実施はありません。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

群馬県みどり市笠懸町阿左美 1155

医療法人社団 三思医光会

説明者 所属 居宅介護支援事業所 あいあい

氏名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印

(続柄)

居宅介護支援重要事項説明書 別紙

介護保険法に基づく居宅介護支援にかかる費用（月額）

居宅介護支援費（Ⅰ）

要介護 1～2	11,511円
要介護 3～5	14,956円

加算

特定事業所加算（Ⅱ）		4,462円
特定事業所加算（Ⅲ）		3,423円
初回加算	（該当時）	3,180円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	（該当時）	2,650円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	（該当時）	2,120円
退院・退所加算（Ⅰ）カンファレンス参加無	（該当時）	4,770円
退院・退所加算（Ⅰ）カンファレンス参加有	（該当時）	6,360円
退院・退所加算（Ⅱ）カンファレンス参加無	（該当時）	6,360円
退院・退所加算（Ⅱ）カンファレンス参加有	（該当時）	7,950円
緊急時等居宅カンファレンス加算	（該当時）	2,120円
ターミナルマネジメント加算	（該当時）	4,240円
通院時情報連携加算	（該当時）	530円

減算

※当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、居宅支援費が 50/100 となります。また 2 か月以上継続して該当する場合には算定しません。

※特定事業所集中減算に該当する場合は、居宅支援費より、2,120 円を減額します。

※利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について

- ・複数の事業所の紹介を求めることが可能であること
 - ・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること
- の説明を行わなかった場合。

○居宅介護支援が介護保険の適用となる場合には、居宅介護支援費として事業者には全額給付されるので利用者の自己負担はありません。

※ただし、利用者に介護保険料の滞納等がある場合には、保険給付金が事業者には支払われないので直接お支払いいただきますが、後日市町村窓口にて払い戻しされます。

○当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。